

公益社団法人中播広域シルバー人材センター

職域班設置要領

公益社団法人中播広域シルバー人材センター（以下「この法人」という。）は、事業の区分に応じて次のとおり職域班を構成する。

1 目的

職域班は、会員の共働、共助を基本とした連帯意識と親睦を基調とした安全な作業遂行を促進することにより、事業効果を高めることを目的とする。

2 組織

- (1) 職域班は、職種毎に必要に応じて編成する
- (2) 職域班の名称は職種に相応して付ける

3 世話人

職域班の作業を円滑に推進するため、班のまとめ役として世話人を置き、理事長がこれを委嘱する

4 世話人の任務

- (1) 世話人は、班員の意見、希望の伝達、調整を図る
- (2) 世話人は、安全就業基準に基づき安全就業の遂行を図る
- (3) 世話人は、班員の就業開始と終了時刻の指導及び作業の完成度の指導をする
- (4) 世話人は、班員の作業器具の保全に努める
- (5) 世話人は、上記のほか、緊急の事態が生じた場合等は、直ちにこの法人に連絡する

5 経費

世話人が、その任務を行うために必要とする経費は、この法人が負担する。

6 この要領に定めのない事項については、理事長が定める。

附 則

この要領は、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律（平成18年法律第50号）第106条第1項に定める公益法人の設立の日から施行する。